

## 静岡県市町行財政ガイドブック 増補第3版 項目一覧

No	大項目	分野別	事案項目	題名	頁
1	地方自治	行政一般	認可地縁団体	地縁による団体の認可申請時における施設入所者の取扱い	1
2	地方自治	行政一般	認可地縁団体	認可地縁団体の規約変更に係る総会議決数の緩和	2
3	地方自治	行政一般	合併	市町村合併前に締結した協定の取扱い	3
4	地方自治	議会	採決	起立採決における可否同数の取扱い	4
5	地方自治	議会	再議	予算審議における再議	5
6	地方自治	公の施設	指定管理者制度	指定管理の指定期間中の条例改正	6
7	地方自治	公の施設	施設管理	公の施設の要件	7
8	地方自治	特別地方公共団体	一部事務組合	一部事務組合議員の任期満了直前における辞職に係る補欠選挙	8
9	地方自治	特別地方公共団体	財産区	クラウドファンディングによる財産区の資金調達	10
10	地方自治	特別地方公共団体	財産区	財産区管理委員への退職報償金	12
11	公務員制度	分限及び懲戒	懲戒	任期付職員時のミスを理由とした会計年度任用職員に対する懲戒処分可否	14
12	公務員制度	任用	監査委員	自己破産している者の監査委員への選任	16
13	地方財政	地方公営企業	債務負担行為	地方公営企業における建設改良費繰越	18
14	地方財政	地方債	対象事業	防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の違い	20
15	地方財政	地方債	適償性	戸別受信機の整備費用の適償性	21
16	地方財政	地方債	適償性	公共事業等債における橋梁解体事業の適償性	22
17	地方財政	地方債	災害復旧	地すべりによる災害に係る災害復旧事業債	23
18	地方税	税一般	納税通知書	首長名のない納税通知書の効力	24
19	地方税	固定資産税	償却資産	倉庫に付随する建設設備への課税	25
20	地方税	ふるさと納税	返礼品	ふるさと納税における返礼品となり得る加工品の基準	26

## Q 1 地縁による団体の認可申請時における施設入所者の取扱い

町内のある自治会が、法人格を得るための認可申請を行う予定である。当該自治会の区域内には、意思表示が困難な障害者が入所している（同所に住所を有している）施設が存在し、その入所者も自治会に加入しているが、施設入所者を含めずに認可申請に必要な総会を開催して議決を行うことは可能か。

### ●関係法令

地方自治法第 260 条の 2、第 260 条の 18

A 認可を申請する旨の議決は、自治会等地縁による団体がその規約に則った正式な総会を開催し、議決を行うことが必要とされていることから、総会招集手続き等を定めた規約が自治会等において整備されていることが必要となります。

認可地縁団体構成員の表決権は平等であるため、構成員の全ては総会に参加する権利があると考えられます。

### ●本ケースの場合

施設入所者も構成員として認可を受けようとするならば、施設入所者を総会に参加させる体制にしなければならず、施設入所者を除外して総会を開催することはできないと考えます。よって、議決を行うこともできません。

### 【補足】

認可地縁団体の構成員は、「その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができる」とされており、地縁団体側は個人の加入を拒んではなりません。裏を返せば、該当地域の住民が、構成員とならないことを選択することも考えられますので、施設入所者が地縁団体に加入しないことも自由であり、加入を強制することはできないと考えられます。

## Q 2 認可地縁団体の規約変更に係る総会議決数の緩和

地方自治法第 260 条の 3 の規定では、「認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りではない」とされている。

今回、認可地縁団体の規約変更の要件について、規約で定めることにより、「総構成員世帯の 4 分の 3 以上」としたいがいかがか。また、「4 分の 3」を「過半数」に緩和することは可能か。

### ●関係法令

地方自治法第 260 条の 3

### A ●総会議決数の変更について

地方自治法第 260 条の 3 のただし書に、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りではないとされていますので、「総議決数の「4 分の 3」の定数を変更することは可能ですが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきです。」(地縁団体研究会編集『自治会、町内会等法人化の手引』(ぎょうせい) 40 頁)

また、認可地縁団体の構成員は個人とされており、地区や世帯を構成員とすることはできません。また、表決権についても個人に与えられるものとなります。

しかし、世帯単位で意思決定することが沿革的にも地域社会においても認められ、そのことが合理的である場合に限り、「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能であると解されています(例：5人世帯ならば、1人あたり 1/5 票)。(前掲書、75 頁)

### ●本ケースの場合

規約変更という重要事項であるため、その要件を「総構成員」から「総構成員世帯数」とすべきではないと考えます。

また、「4 分の 3」という定数については、規約で定めることにより緩和することは可能ですが、慎重にすべきであることから、重要事項を含めた全ての案件について緩和することは、適切ではないと考えます。

### Q 3 市町村合併前に締結した協定の取扱い

合併前の市町村と県が締結した施設管理に関する協定は、合併後の市町村においても改めて県と協定を締結する必要があるのか。

#### ●関係法令

地方自治法施行令第5条

A 地方自治法施行令第5条では、「普通地方公共団体の廃置分合があった場合において、当該廃置分合により他の地方公共団体に属することとなった地域があるときは、従来その地域においてその地域の属していた普通地方公共団体が処理していた事務は、当該他の普通地方公共団体が継承する」と規定されています。

#### ●事務の継承

「事務の継承」とは、「財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）、債務、証書、公文書類のみならず、一切の行政上の行為等を含むもの」（松本英昭著『逐条地方自治法第9版改訂版』（学陽書房）112頁）とされており、一般的にその内容について、他の法主体と何らかの法律関係が形成されている場合は、継承されるとされています。

#### ●協定書について

他の法主体と法律関係が形成されるものとして契約があります。契約とは、一定の法律効果の発生を目的とする2人以上の当事者の合意により成立する法律行為です。協定書においても、同様に2人以上の当事者が、一定事項について合意の上で取り決めた文書であり、契約書と同じ性質のものであるとされています。

#### ●本ケースの場合

以上のことから、本問のように合併前の市町村と県が締結した協定書であっても、地方自治法施行令第5条により合併後の市町村に継承されるため、合併後の市町村と県で改めて協定を締結する必要はないと考えます。

## Q 4 起立採決における可否同数の取扱い

議員数が多い市議会において、採決方法を起立採決とする際、起立者の多少の認定が困難な場合、または起立者の多少が微妙な場合は、どのように決すればよいか。

また、起立者を数えたところ、起立者が半数であった場合は、どのように決すればよいか。

### ●関係法令

地方自治法第 116 条

### A ●起立採決とは

起立採決は、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告するものなので、議長は、起立者が何人いるか数える必要も義務もありません。出席議員の中で、起立者の多少を自らの目で推測し、多ければ可決、少なければ否決を宣告するものです。そのため、起立者の多少が微妙な場合でも、多数と認めるならば可決を宣告することができます。

また、議長による多数の認定、その結果としての可決宣告に対し疑義を持つ議員は、異議を申し立てることができます。異議が成立したとき、議長は記名または無記名投票により再び採決をする必要があります。

そのため、議員数が多く多少の認定が困難な地方議会や会議・議員の動向から多少の認定が困難と予想される場合には、議長は最初から起立採決ではなく、投票採決によることが適当です（地方議会研究会編著『議員・職員のための議会運営の実際 3』（自治日報社）255～258 頁）。

### ●起立者半数のときの採決について

可否同数のときの採決については、「普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」（地方自治法第 116 条第 1 項）と規定されています。

しかし、例えば、小規模な議会において明らかに起立者が半数であると認められるなどの場合には、着席者の中には反対者だけでなく、態度保留者や棄権の意思を持っている者などが含まれている場合も考えられるため、同条の「可否同数のとき」と解することはできず、議長は採決権を行使できません。

したがって、起立者半数だった場合は、起立者の多少の認定ができないことから、記名又は無記名投票により決することになります（地方議会実務研究会編集『地方議会事務提要』（ぎょうせい）1271、1272 頁）。

## Q 5 予算審議における再議

観光振興事業に関する令和3年度当初予算案 3,000 万円【A案】を議会へ提出したところ、1,000 万円へ減額修正【B案】され、可決された。長は、【B案】では、事業実施が困難であるとして再議を検討している。再議に付すのは、【A案】と【B案】のどちらか。

### ●関係法令

地方自治法第 176 条

### A ●再議

再議は、一般的拒否権と特別的拒否権に区分され、本ケースの場合、一般的拒否権に該当します。

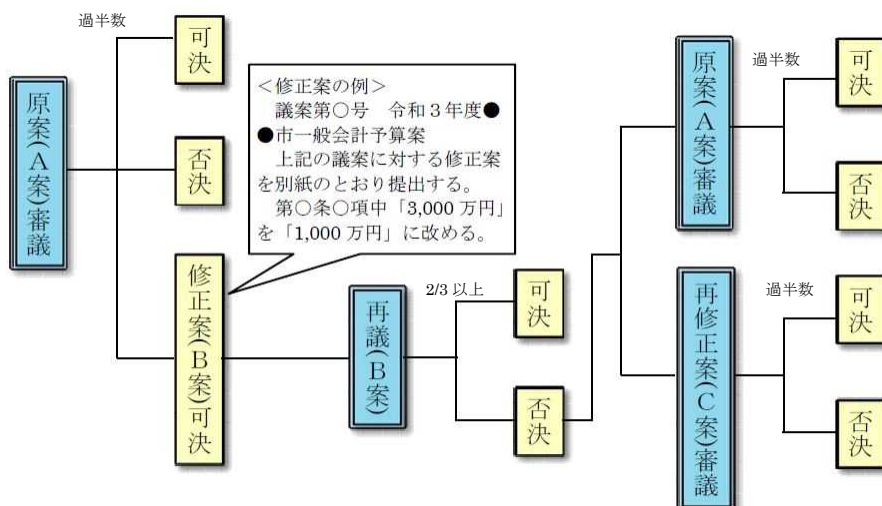
議会の議決について異議があるときは、長は議決の日から 10 日以内に理由を示して再議に付すことができます（一般的拒否権）（地方自治法第 176 条第 1 項）。

「議会の議決について異議があるとき」とされているので、再議に付される議案は修正案（B案）です。なお、この場合の「議決」には否決は含まれないと解されるので、原案（A案）が否決された場合は、再議に付すことはできません。

再議に付された議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについて、出席議員の 3 分の 2 以上の同意で議決された場合は、修正案（B案）が確定します（同条第 2 項・3 項）。

また、3 分の 2 未満となった場合、議長は原案（A案）若しくは再修正案（C案）を議会へ提出し、審議することになります（地方議会研究会編著『議員・職員のための議会運営の実際 11』（自治日報社）233、234 頁）。この場合は、出席議員の過半数の同意で足りるとされています（松本英昭著『新版逐条地方自治法第 9 次改訂版』（学陽書房）609 頁）。

### 《参考》



## Q 6 指定管理の指定期間中の条例改正

指定管理者の指定期間中であるものの、経営改善のため、当該施設の利用料金の上限を改定する条例改正を検討しているが、指定期間中に指定時の条件を変更する条例改正を行うことは可能か。また、再指定の手続きを行う必要はあるのか。

### ●関係法令

地方自治法第 244 条、第 244 条の 2

### A ●指定管理者制度における利用料金制について

指定管理者制度における利用料金制とは、公の施設の管理運営に当たり指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするために設けられたものであり、普通地方公共団体が適当と認めるときは、指定管理者に管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を収受させることができる制度です。

この利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、指定管理者が決定します。ただし、その決定に当たっては、条例に定める基本的枠組み（利用料金の金額の範囲や算定方法等）に従うこと、あらかじめ当該地方公共団体の承認を受けることが必要となっています。

### ●本ケースの場合

今回は、当該施設の利用料金の上限を前述の条例に規定しており、その金額の改定を検討しているとのことですが、消費税の増税や物価の高騰等、指定後に指定時と状況が変わることは当然にあり得ますので、指定期間中であっても、条例改正を行うことは基本的に可能です。

なお、再指定について、「当初定められた「管理の基準」や「業務の範囲」が大幅に変更となる場合には、……再度指定のための議決を経る必要」があると考えられています（成田頼明監修『指定管理者制度のすべて 制度详解と実務の手引【改訂版】』（第一法規）106 頁）。

そのため、利用料金の上限改定の背景が、消費税の増税等、やむを得ない事情によるものである場合は、再指定の手続きを行う必要はありませんが、当初の指定条件の大幅な変更によるものである場合には、その事情に応じて、再指定等、適切な手続きを取る必要があります。

## Q 7 公の施設の要件

海の家等の建物がない「海水浴場」は、公の施設に該当するか。また、本市以外の住民が使用することの多い施設についてはどうか。

### ●関係法令

地方自治法第 244 条

### A ●公の施設の要件

公の施設の要件は、次の5つとされています（松本英昭著『新版逐条地方自治法第9次改訂版』（学陽書房）1099、1100頁）。

- ① 住民の「利用」に供するための施設であること
- ② 「当該地方公共団体の住民」の利用に供するための施設であること
- ③ 「住民の福祉を増進する目的」をもって住民の利用に供するための施設であること
- ④ 普通地方公共団体が設ける「施設」であること
- ⑤ 「普通地方公共団体」が設けるものであること

そのため、道路や河川も公の施設であるように、この5つの要件を満たす海水浴場であれば、たとえ海の家等の建物がなくとも、公の施設に該当することとなります。

また、道の駅やキャンプ場など、通常は、自市町村以外の利用客が多いと考えられる施設であっても、上記の5要件を満たす場合には、自市町村の住民の利用を完全に排除するものでない限り、公の施設として位置付ける必要があります。



## Q 8 一部事務組合議員の任期満了直前における辞職に係る

### 補欠選挙

A 一部事務組合の構成団体である B 市の議員 C (A 組合議員でもある) が、B 市議会議員を辞職することとなった。A 組合同規約では、組合議員は、「関係市町の議員の中から選挙する」とされ、「議員に欠員が生じたときは、補欠選挙を行わなければならない」と規定されている。また、「組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期」とされ、「組合議員が関係市町の議会の議員の職を失ったときは、同時に組合議員の職を失う」とされている。

B 市議会議員の任期満了日が 6 月以内であるため、公職選挙法第 34 条第 2 項の規定により、B 市議会において、A 組合議員の補欠選挙は実施しなくてもよいか。

#### ●関係法令

地方自治法第 287 条ほか、公職選挙法第 34 条ほか

#### A ●一部事務組合の議会議員選挙

地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定を準用することとされています（地方自治法第 292 条）。

一方、一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法は、地方自治法第 287 条第 1 項第 5 号の規定により、規約事項となっており、上記の「法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるもの」に含まれると解されるため、議会の議員の定数、任期、選挙の方法等を規約において規定した場合、普通地方公共団体の規定の準用はされません。

組合の議会の議員の選挙についても地方自治法同様、公職選挙法第 267 条の規定により、「法律に特別の定めがある場合」には、普通地方公共団体の規定の準用はされず、規約事項は、この「特別の定め」に該当します。

法令に定められた規約事項でありながら規約に規定がない場合、法令の規定が準用されると解されており、行政実例においても、「組合の議会の議員の選挙については規約において規定すべきであるが、規約において規定された事項以外については、地方自治法第 292 条の規定により公職選挙法の規定が準用されるものと解される」とされています。（行政実例昭和 26 年 8 月 28 日 地自行発第 257 号）

●本ケースの場合

仮にA組合同規約において補欠選挙の時期を「直ちに」や「3月以内」などと定めている場合には、B市議会議員の任期満了日にかかわらずA組合議会の補欠選挙を実施しなければなりません。

また、A組合同規約において、補欠選挙の時期が定められていない場合には、公職選挙法の規定が準用されることとなり、同法第34条第2項の規定によりB市議会議員の任期満了日が6月以内であれば、A組合議員の補欠選挙は実施しなくてよいこととなります。

## Q 9 クラウドファンディングによる財産区の資金調達

財産区が保有する施設の維持管理費について、財政状況が厳しいため、クラウドファンディングによる資金調達を考えているが、問題はないか。

### ●関係法令

地方自治法第 294 条第 2 項

### A ●財産区とは

財産区とは、市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体です。財産区が持っている権限は、あくまで所有する財産又は公の施設の維持管理及び処分のみとなっています。

また、経費負担については地方自治法第 294 条第 2 項により、「財産区の財産又は公の施設に関し特に必要とする経費は、財産区の負担」とされており、これは、もともと財産区が地域で自主的に共有地や入会地として長年維持管理してきた財産の総体であるという歴史的な経緯を踏まえ、当該地域の財産としての自主性を一定程度保証した制度であることから導かれた結論であると考えられます。

### ●クラウドファンディングとは

クラウドファンディングとは「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネットを通じて、目的に共感した人、活動を応援したいと思った人からその資金を募る仕組みです。起案者に対して、共感した人が誰でも支援者として支援できる双方にとっての手軽さがクラウドファンディング最大の特徴といえます。クラウドファンディングの種類には、支援した見返りをリターンする購入型、リターンがない寄附型など様々な方法があります。

●本ケースの場合

財産区が持っている権限は、所有する財産又は公の施設の維持管理及び処分のみであることを踏まえると、財産区が補助金や寄附を受けることは、財産の維持管理についてなら、可能であるとされています。このため、寄附を受けることが、所有する財産の維持管理に必要なとの合理的な説明ができるのであれば、可能であると考えます。

また、その手法については、地方自治法上、特段の規定はないため、クラウドファンディングによる資金調達も可能であると考えます。

なお、財産区の収入の中で財産区の運営が立ち行かなくなったのであれば、財産区を存続させるか否かについて、検討する必要もあるのではないかと考えます。

## Q 10 財産区管理委員への退職報償金

財産区管理委員に対し、財産区の内規に基づいて退職報償金（退職手当的なもの）を支払うことは可能か。

### ●関係法令

地方公務員法第3条第3項第2号、地方自治法第203条の2第5項、第204条第1項・第2項・第3項、第204条の2、第296条の2第1項

### A ●財産区管理会とは

財産区管理会は、財産区の運営方法の一つであり、地方自治法第296条の2第1項に基づき、市町村が条例で規定することにより、置くことができます。

「財産区は、……すべての場合に、財産区議会又は総会を設けて、その属する市町村又は特別区の議会から全く切り離れた形においてその運営を規律することは、市町村又は特別区の一部としての財産区の性格上必ずしも適当であると言い難い事情にあるので、市町村又は特別区との一体的関係を保持させつつ、財産区の運営にその住民の意思を反映させることを目的として簡素な手続により簡素な審議機関として財産区管理会が設けられることとされ」ました（松本英昭著『新版逐条地方自治法第9次改訂版』（学陽書房）1710頁）。

財産区管理会は、財産区管理委員をもって組織する任意的機関ですが、執行機関、審議機関、監査機関としての機能を合わせもつ特殊な総合機関です。

### ●財産区管理委員の身分

財産区管理委員は、地方自治法第296条の2第3項にあるとおり非常勤の地方公務員です。

地方自治法第203条の2第5項により、地方公共団体の非常勤職員に対する報酬については条例で定めなければならないとされているため、内規を根拠に支給することはできません。

### ●退職手当の支給の是非

退職手当を支給することができるのは、地方自治法第 204 条第 2 項や職員の退職手当に関する条例（案）により、常勤職員及び常勤職員以外の職員のうち一定の勤務実態にあるものに限られています。

過去の判例において、非常勤職員に対する期末手当等及び退職手当としての特別報酬の支給について、「勤務実態が常勤職員と大きく異なることはなく、常勤職員と同様に生計の資本としての収入を得ることを主な目的としてそれぞれの職務に従事してきたもの」として、常勤職員に該当するものと解するのが相当と判断されたケースもあります。（大阪高判平成 22 年 9 月 17 日平成 20（行コ）181 号）

したがって、「常勤的」な非常勤職員であれば、退職手当的な報酬を支給することもできる可能性はありますが、常勤職員に該当するものとはいえない財産区管理委員に対して支給するのは適切ではないと考えます。

## Q 11 任期付職員時のミスを経由とした会計年度任用職員に 対する懲戒処分の可否

任期満了となり退職した任期付短時間勤務職員が、翌年度に当該自治体のフルタイム会計年度任用職員として任用された。

当該職員が、任期付短時間勤務職員の任期中に行った業務のミスが発覚したため、懲戒処分を検討しているが、現在フルタイム会計年度任用職員として任用している当該職員を懲戒処分することは可能か。

### ●関係法令

地方公務員法第 27 条、第 29 条

A 一度退職した職員に対し、退職前の事由をもって、懲戒処分を行うことはできません。

### ●退職者への懲戒処分

#### (1) 原則

公務員に対する懲戒処分は、「国民全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため、科される制裁である（最決昭和 52 年 12 月 20 日民集第 31 巻 7 号 1101 頁）。」とされています。

したがって、「すでに退職した者については懲戒処分を行うことができず」（行政実例昭和 26 年 5 月 15 日 地自公発 503 号）、「一度退職した者が再び任用されたときは、在職中の義務違反について、懲戒処分を行うことができないのが原則」（橋本勇著『逐条地方公務員法 第 5 次改訂版』（学陽書房）564 頁）とされています。

#### (2) 退職前の事由による懲戒処分

地方公務員法第 29 条第 2 項において、一度退職し、再び任用した職員の退職前の事由による懲戒処分について定められています。

ただし、適用されるためには以下の要件を備えている必要があります。

- ① 任命権者の要請に応じ、特別職地方公務員等※となるために退職し
- ② 特別職地方公務員等として在職後、復職することが決まっております。
- ③ 退職前の在職期間中に同条第 1 項各号のいずれかに該当する場合。

※当該地方公共団体の特別職に属する地方公務員、他の地方公共団

体若しくは特定地方独立行政法人の地方公務員、国家公務員又は地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）その他その業務が地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち条例で定めるものに使用される者

以上は、復職が前提となっている退職などが対象となり、県職員が一度退職し、副市長として選任された後、再び県職員として採用されるなどの事例が想定されます。

●本ケースの場合

任期付短時間勤務職員としての退職は、任命権者の要請に応じ、フルタイム会計年度任用職員となり、復職が前提とされた退職ではありません。したがって、原則に従い、一度退職した当該職員を退職前の事由をもって懲戒処分することはできません。

●業務上のミスによる懲戒処分

懲戒処分を行うかどうか、どの処分とするかは、「懲戒権者の裁量に任されているものと解すべき」とされています。（前掲判例）

ただし、平等取扱いの原則や公正の原則に基づき、個々の事例につき、処分を行うことが適切か、処分の選択が社会観念に照らして著しく重いものでないかを検討することが大切です。

各自治体において、懲戒処分に係る条例や指針等を整備している場合は、当該事由が懲戒処分の対象となるか、その条例や指針等に基づいて、適切に判断する必要があります。



## Q 12 自己破産している者の監査委員への選任

地方自治法第 195 条及び 196 条に基づいて設置する監査委員について、自己破産している者を選任することは可能か。

### ●関係法令

地方自治法第 195 条、第 196 条、破産法第 30 条、第 255 条

A 法律上は、監査委員の選任において、自己破産者への制限はありませんが、監査委員の業務の性質や重要性を考慮し、その他の本人の能力や資質の適性と合わせて、慎重に検討することが望ましいと考えられます。

### ●地方自治法上の監査委員について

#### (1) 監査委員の目的

地方自治法に基づく「監査委員」とは、地方公共団体の財務に関する事務の執行や経営に関する事業の管理の監査等を通して、行政運営について公正で効率的・合理的であることを保証するために、すべての普通地方公共団体において必ず設置することとされている執行機関の 1 つです。

#### (2) 選任方法

同法第 196 条第 1 項において、普通地方公共団体の長が監査委員を選任するに当たり、「議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（略）及び議員のうちから」選任することとされています。

#### (3) 監査委員における法律上の制限

同法上、監査委員に対しては、以下のような制限がありますが、欠格事由として「自己破産している」ことの規定はありません。

- ・衆議院議員又は参議院議員との兼職禁止（第 141 条第 1 項、第 201 条）
- ・職員の指揮監督（第 154 条）
- ・事務引継（第 159 条）
- ・選挙権及び被選挙権を有しないことの欠格事由（第 164 条）
- ・検察官や警察官等との兼職禁止（第 166 条第 1 項）
- ・兼業の禁止（第 196 条第 3 項）
- ・親族の就職禁止（第 198 条の 2）

## ●自己破産について

### (1) 自己破産

「自己破産している」とは、「破産法第 30 条に定める破産手続きの開始決定を受けた後に、同法第 255 条に定める復権を得ていない状態」を指しており、自己破産者については、この“復権”を得るまでの間、様々な法令のもと一定の公私権の制限を受けることとなります。

### (2) 他の行政機関の取扱い

監査委員については、自己破産者に係る制限はありませんが、一方で、同法第 180 条の 5 第 1～3 項において、監査委員同様に設置の規定がある執行機関のうち、下記の各委員等については、それぞれ個別の法律において、自己破産者は委員となることができない旨が規定されています。

- ・教育委員会の教育長及び委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 3 項第 1 号）
- ・都道府県公安委員会の委員（警察法第 39 条第 2 項第 1 号）
- ・収用委員会の委員及び予備委員（土地収用法第 54 条第 1 号）
- ・海区漁業調整委員会の委員（漁業法第 138 条第 4 項第 2 号）
- ・農業委員会の委員（農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項第 1 号）
- ・固定資産評価審査委員会の委員（地税法第 426 条第 1 号）

また、自己破産者は、弁護士や公認会計士、司法書士などの一部の資格職では新たに資格の登録をすることができないほか、現在資格を有する場合、復権を得るまでの間は資格が失われてしまいます。その他、建築業や警備員などの業種では、仕事に就くことができない等の制限があります。

## ●本ケースの場合

これらのことを踏まえ、監査委員として選任しようとする者が自己破産している場合には、法律上の制限はないため選任することは可能と考えられます。

しかしながら、監査委員が担う業務の性質（財務や経営に関する事務の監査）や重要性を考慮して、その他の本人の能力や資質の適性と合わせて、慎重に検討した上で、議会の同意を得ることが望ましいと考えられます。

## Q 13 地方公営企業における建設改良費繰越

地方公営企業において、本年度発生した災害の復旧のため、補正予算で予算を確保することを検討しているが、復旧工事が本年度中に完成しないことが明らかである。

この場合に、地方公営企業法第 26 条の建設改良費繰越を根拠として、債務負担行為を設定せずに、工期が翌年度にわたる契約を締結することができるか。

### ●関係法令

地方公営企業法第 26 条、地方自治法第 214 条

### A ●建設改良費繰越

地方公営企業法（以下、「法」という。）第 26 条第 1 項において、「予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。」と規定されており、これが建設改良費繰越と呼ばれる、予算繰越の一種です。

また、行政実例（昭和 29 年 3 月 9 日 自丙理発第 24 号）によれば、「地方公営企業の建設改良費に属する経費であって、当該年度内は支払義務を生じない見込みのものについて翌年度にまたがる契約を締結することは、地方公営企業法第 26 条の法意にかんがみ、自治法第 96 条第 1 項第 8 号（現行第 214 条）に規定する予算外義務負担（債務負担行為）とならない」とされています。

法第 26 条の趣旨は、公営企業会計の建設改良費については、管理者権限で繰り越せるといふ、一般会計の明許繰越よりも簡易な手続を認めているのであって、無条件で、債務負担行為の設定が不要だと規定しているものと読み取るのには疑問があります。

法第 26 条は、「予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合」と規定されていますので、もともと予算が確保され、工事を発注する予定だったが、何らかの事情で発注が遅れたようなケースを想定しているのではないかと思います。

行政実例（昭和 40 年 8 月 4 日自治企第 136 号）では、「起債の許可があるまで施行を見合わせていた」、「主要な部分はほとんど年内に完成するが、最後の仕上げがわずかに翌年度にまたがる」場合が、事例としてあげられています。

●本ケースの場合

上記行政実例のような状況とは異なり、まだ予算も確保されていない状態であるため、適切な工期を確保して契約期間が翌年度にわたる場合には、原則どおり債務負担行為を設定すべきと考えます。

上記行政実例においては、「建設改良費繰越の制度を前提として、翌年度に完成する工事の請負契約を締結することは基本的には適当でないが行うことはでき、この場合、債務負担行為として別途予算に計上する必要はない」とされています。制度としては、債務負担行為の設定なく工期が翌年度にわたる工事の契約は可能ではありますが、「基本的には適当ではない」とされていることから、あくまでも行政実例に事例として挙げられている「主要な部分はほとんど年内に完成するが、最後の仕上げがわずかに翌年度にまたがる」などのような特別な事情に限り、例外的な扱いを認めたものと考えられます。

## Q 14 防災対策事業債及び緊急防災・減災事業債の違い

防災対策事業債と、緊急防災・減災事業債は、ともに公共施設等における防災基盤強化や耐震化を図るための事業を対象に含めているが、その違いはどのようなものか。

### ●関係法令等

令和4年度地方債同意等基準運用要綱、令和4年度地方債についての質疑応答集

### A ●各事業債の対象となる主な事業

#### ○防災対策事業債

- ・長期的な視点に立って、計画的に取り組むべき、防災のための地方単独事業
- ・充当率／元利償還金に対する交付税措置（令和4年度）
  - (1) 防災基盤整備事業 充当率 75%／元利償還金の 30%
  - (2) 公共施設等耐震化事業 90%／元利償還金の 50%
  - (3) 自然災害防止事業 100%／元利償還金の 28.5%～57%を団体の財政力に応じて、後年度事業費補正により、基準財政需要額に参入

#### ○緊急防災・減災事業債

- ・全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業
- 充当率 100%／元利償還金の 70%

### ●各事業債の対象事業

以下の事業等については、令和4年度地方債同意等基準運用要綱上、各事業債の対象事業としていますが、上記の考え方に沿って、いずれの事業債が充当可能であるかを、起債を行う団体自身が判断します。

- 消防防災施設整備事業（防災拠点施設、拠点避難地、非常用発電、避難施設・避難路、指定避難場所、災害対策拠点等に係る防災対策 等）
- 浸水想定区域移転事業域内からの移転事業（浸水想定等区域内、洪水浸水想定区域内等にある公共施設等の区域外への移転 等）
- 消防広域化及び消防の連携・協力関連事業（広域化消防運営計画等に基づく消防署等の移転や統合 等）

※通常、単純な設備更新は防災対策事業債の対象となり、緊急防災・減災事業債の対象とはなりません。ただし、新規整備や機能強化を伴う設備更新は、緊急防災・減災事業債の対象となることがあるので、留意が必要です。

## Q 15 戸別受信機の整備費用の適債性

携帯電話網等を活用した情報伝達システムの整備における対象経費について、「防災情報伝達手段の多重化・多様化に係る地方財政措置の拡充について」（平成31年4月25日付け消防情第126号）では、「3その他（1）携帯電話網等を活用した情報伝達手段については、庁舎側のサーバー等と一体で戸別端末を整備する場合は、緊急防災・減災事業債の対象となる。」となっている。

そうした中で、本市では災害情報等を配信するため、土砂災害警戒区域等の独居の高齢者世帯のうちスマホ等の端末を所有していない方々を対象に、戸別端末の導入及びシステムの構築等を検討しているが、端末一台当たり5万円程度のものを500台整備する場合に、端末の整備費用も、緊急防災・減災事業債の対象となるか。

### ●関係法令等

令和4年度地方債同意等基準運用要綱

### A ●備品の購入に対する起債について

備品（機械器具）の購入については、起債のルール上、一品あたり20万円以上のものについて、適債性があるとされています。今回の端末整備費用（1台あたり5万円程度）は、通常であれば対象外となります。

### ●本ケースの場合

しかしながら、緊急防災・減災事業債の「防災行政無線のデジタル化及びデジタル化された防災行政無線の住民への防災情報の確実な伝達のための機能強化」に係る施設整備においては、今回の相談事例の「戸別受信機」等に関しては、親局や中継局等とでシステムを構成することが説明可能であり、また、屋外スピーカー等と一体で整備する場合において、（個々の購入費は20万円未満でも）起債対象として認めています。この場合、所有者はあくまで地方公共団体であり、住民には「貸与」という形を取ることが必要です。

## Q 16 公共事業等債における橋梁解体事業の適債性

地方財政法附則第 33 条の 5 の 8 により、公共施設等の除却が起債対象となっているが、橋梁解体事業（国庫補助）に係る公共事業等債に対しても本附則の規定が適用されるか。

### ●関係法令

地方財政法附則第 33 条の 5 の 8

### A ●除却に係る地方債の特例について

地方財政法附則第 33 条の 5 条の 8（公共施設等の除却に係る地方債の特例）において、「地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起すことができる。」とされています。

### ●本ケースの場合

今回のケースは、国の補助事業として実施する橋梁の解体であるため、地方債計画事業区分では「公共事業等債」が該当し、橋梁の解体のみであっても、地方財政法附則第 33 条の 5 条の 8 を根拠に起債することができます。

ただし、各自治体において、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画（公共施設等総合管理計画）が作成されており、当該計画に基づいて行われる事業であることが条件となっていますので留意が必要です。

## Q 17 地すべりによる災害に係る災害復旧事業債

現年の災害復旧事業の対象は、前年度の1月1日以降に発生した災害とされているが、地すべりによる災害について、災害年月日が令和2年7月から令和3年4月と年度をまたいでいる。

この場合、当該災害は現年度の災害として取り扱ってよろしいか。

### ●関係法令

令和4年度地方債同意等基準運用要綱

### A ●現年の災害復旧事業の定義

運用要項によると、現年の災害復旧事業については、前年度の1月1日以降に発生した災害を対象とするものとされています。

### ●地すべりについて

地すべりについては、災害が長期間にわたることから、「地すべり現象により増破（活動）が継続している公共土木施設の災害については、異常な天然現象の初日の属する年の被害の全容を把握することが困難なことから、当該施設の被災の全容を把握した年を年災として取り扱って」います。（小寺秀治『災害復旧事業における地すべり対策について』一般社団法人全日本建設技術協会 [https://www.zenken.com/kensyuu/kousyuukai/H31/661/661\\_kodera1.pdf](https://www.zenken.com/kensyuu/kousyuukai/H31/661/661_kodera1.pdf) 8頁）

したがって、現地調査や事前打ち合わせを経て、地すべりの全容を把握した年の災害として取り扱います。

### ●本ケースの場合

今回のケースは、地すべりの全容を把握した時点が令和3年4月であるため、令和3年度に起債する場合は現年災害として扱います。



## Q 18 首長名のない納税通知書の効力

納税通知書に市町村長の氏名がない場合、効力は有効か。

### ●関係法令

地方税法第1条第1項第6号、第13条第1項

### A ●納入通知書に必要な事項

地方税法第13条第1項の規定により、納税の告知は、地方団体の長が納税者又は特別徴収義務者に対して文書により行わなければならないと定められています。

文書には、地方税法で特別の定めをしている場合を除いて、納付納入すべき金額、期限、場所その他必要な事項を記載しなければなりません。

### ●本ケースの場合

納税通知書は上記のほかに同法第1条第1項第6号による特別な定めとして、賦課の根拠となった法律及び条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、納付しなかった場合の措置等が記載されていることで納税通知書としての要件を備えるものと解されており、市町村長の氏名については、記載がなくても効力には影響がないものと考えられます。

また、市町村長名に一字誤びゅうを生じ、そのまま通知書を発送した通知についても、適当ではないが有効と解されます。(高知地決昭和36年1月30日行裁例集12巻1号90頁)

## Q 19 倉庫に付随する建築設備への課税

固定資産の評価において、倉庫に設置してある製氷機は、倉庫の一部として家屋に該当するか。償却資産に該当するか。

### ●関係法令

地方税法第 348 条第 4 項

### A ●家屋に含まれる建築設備

家屋の評価に当たり家屋に含めて評価するものとされている建築設備は、「家屋の所有者が所有する」もので、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」、「家屋の効用を高めるもの」であることを要するとされています。（「家屋の建築設備の評価上の取扱いについて」平成 12 年 1 月 28 日付け自治評第 5 号）

「家屋の効用を高めるもの」とは、当該建築設備を備えることによって、家屋自体の利便性が高まるものをいうものであり、したがって、「特定の生産又は業務の用に供されるものは、家屋の評価に含めない」とされています。

また、「特定の生産又は業務の用に供されるものは、家屋の評価に含めない」の解釈については、静岡県が総務省に確認した以下の内容が参考となります。

#### 【総務省見解】

建築設備を業務の用に供していて、その建築設備が業務に必要不可欠なものであるならば、家屋の評価に含めないと考えます。

### ●本ケースの場合

以上のことから、当該製氷機を業務の用に供していて、その業務に必要不可欠なものであると判断される場合、当該製氷機は「家屋の効用を高めるもの」とはいえず、倉庫に含めて評価する建築設備としてみなされないことから、償却資産として課税することが適当であると考えられます。

なお、地方税法第 348 条第 4 項に規定する組合等が所有し、かつ使用する製氷機を倉庫に含めて評価する場合は、非課税となることに留意が必要です。

## Q 20 ふるさと納税における返礼品となり得る加工品の基準

市町村外で水揚げされた海産物を市町村内で加工し、ふるさと納税の返礼品としたいと考えている。

地場産品基準第3号の市町村内での製造物として認められる加工にはどのようなものがあるか。

### ●関係法令

地方税法第37条の2第2項、第314条の7第2項

### A ●ふるさと納税に係る基準について

ふるさと納税指定制度では、募集適正基準と返礼品に関する基準を満たす必要があります。返礼品に関する基準には、寄附金額に対して返礼品の調達費用が3割以下となるようにすること、地場産品であることの2つがあり、地場産品として認められる類型が平成31年総務省告示第179号第5条に規定されています。

同第3号は、「当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」とされています。

### ●返礼品として認められる加工品の条件

令和4年6月23日付け総税市第56号「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて（通知）」の問18で、同第3号は実質的な変更を加える加工又は製造であることが必要とされており、該当しない例として、「輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これらに類する操作」「単なる切断」「選別」等が挙げられています。

海産物では、例えば、しらすの天日干しやネギトロを返礼品として扱おうとした場合、「保存のための乾燥」や「単なる切断」に該当しないことが必要となります。

しらすの天日干しは、塩茹でしたしらすを干す作業ですが、天気や湿度を事業者が判断して出し入れなどをする場合は、単なる貯蔵や保存のための加工ではないと考えられています。

また、ネギトロは、専門的な知識のある技術者が専用の機械を使用して作るため、単なる切断ではないと考えられています。

上記のように、職人等の技術者が高度な知識をもって加工する若しくは専用の機械などを使用して加工する場合は、価格や重量が加工前と変わらなくても地場産品として認められています。